

- 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

改正案				現行			
(附則別紙様式第二号)				(附則別紙様式第二号)			
(単位：百万円、%)				(単位：百万円、%)			
項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号	項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
(略)				(略)			
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			49	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			49
(略)				(略)			
(注) (略)				(注) (略)			

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の 該当番号
(略)	
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	49
(略)	

(注) (略)

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

項目	国際様式の 該当番号
(略)	
うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	49
(略)	

(注) (略)